

虐待防止及び身体拘束等適正化委員会設置要綱

鳥取県立鳥取療育園

1設置目的

障がい児者を支援する施設の職員として、虐待及び不適切な身体拘束につながる恐れのある行為に気づいて未然に防止する。行われている虐待及び不適切な身体拘束を見過ごすことのないよう、さらには、それらに対して組織的対応ができるように基本事項を明確にし、適切な支援を行うことを目的とする。

2所管業務

- ① 虐待防止及び身体拘束適正化委員会(以下「委員会」という。)を開催し対象者にかかる虐待事例の把握。
- ② 虐待防止及び身体拘束適正化のための職員に対する指示に関すること。
- ③ 虐待防止及び身体拘束適正化のために行う提言に関すること。
- ④ 虐待、身体拘束についての知識、防止にむけての職員研修を企画、実施。
- ⑤ 虐待及び身体拘束等について状況把握等のため職員へ年2回チェックリストを実施。集計結果をまとめ対応の検討を行う。

3委員会の組織

1)委員会は次に掲げる部署から選出される職員をもって構成する。

- ① 園長
 - ② 次長
 - ③ 各総括係長担当者(総務担当・外来担当・通園担当・地域支援担当)
 - ④ 児童発達支援管理責任者
- 2)委員会の委員長は園長が指名する。
- 3)虐待防止責任者は次長をもって充てる。

4委員会

委員長が招集し、原則として月1回の会議を開催する。

また、虐待防止責任者と委員長の判断により臨時会を開催する。

5職員の責務

職員は虐待防止マニュアルに基づき虐待及び不適切な関わりがあった場合は組織的に対応を行う。

職員は委員会が円滑に運営できるよう委員会の求めに積極的に協力しなければならない。

虐待事例、または疑わしい事例を発見した職員は「マルトリートメント報告書」を作成し、虐待防止委員に提出する。

6報告

総括会議にて委員会の報告を行う。

7附則

この要綱は、令和4年5月20日から施行する。

令和6年4月19日改定とする。